

令和7年4月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
1	11	訪問介護	業務継続計画策定の有無	—	「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	
	12	訪問入浴介護						
	13	訪問看護						
	14	訪問リハビリテーション						
	17	福祉用具貸与						
	62	介護予防訪問入浴介護						
	63	介護予防訪問看護						
	64	介護予防訪問リハビリテーション						
	67	介護予防福祉用具貸与						
	71	夜間対応型訪問介護						
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
2	21	短期入所生活介護	身体拘束廃止取組の有無	—	「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	
	22	短期入所療養介護						
	23 2A							
	24	介護予防短期入所生活介護						
	25	介護予防短期入所療養介護						
	26 2B							
	27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）						
	38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）							
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）							

令和7年4月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
2	73	小規模多機能型居宅介護	身体拘束廃止取組の有無	—	「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護						
	77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）						
	79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）						
3	11	訪問介護	介護職員等処遇改善加算	廃止		「B：加算V(1)」⇒「1：なし」 「C：加算V(2)」⇒「1：なし」 「D：加算V(3)」⇒「1：なし」 「E：加算V(4)」⇒「1：なし」 「F：加算V(5)」⇒「1：なし」 「G：加算V(6)」⇒「1：なし」 「H：加算V(7)」⇒「1：なし」 「J：加算V(8)」⇒「1：なし」 「K：加算V(9)」⇒「1：なし」 「L：加算V(10)」⇒「1：なし」 「M：加算V(11)」⇒「1：なし」 「N：加算V(12)」⇒「1：なし」 「P：加算V(13)」⇒「1：なし」 「R：加算V(14)」⇒「1：なし」	「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	12	訪問入浴介護						
	15	通所介護						
	16	通所リハビリテーション						
	21	短期入所生活介護						
	22 23 2A	短期入所療養介護						
	24	介護予防短期入所生活介護						
	25 26 2B	介護予防短期入所療養介護						
	27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）						
	32	認知症対応型共同生活介護						
	33	特定施設入居者生活介護						
	35	介護予防特定施設入居者生活介護						
	37	介護予防認知症対応型共同生活介護						
	38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）							
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							

令和7年4月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い）※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
3	62	介護予防訪問入浴介護	介護職員等処遇改善加算	「B：加算V(1)」 「C：加算V(2)」 「D：加算V(3)」 「E：加算V(4)」 「F：加算V(5)」 「G：加算V(6)」 「H：加算V(7)」 「J：加算V(8)」 「K：加算V(9)」 「L：加算V(10)」 「M：加算V(11)」 「N：加算V(12)」 「P：加算V(13)」 「R：加算V(14)」	廃止	「B：加算V(1)」⇒「1：なし」 「C：加算V(2)」⇒「1：なし」 「D：加算V(3)」⇒「1：なし」 「E：加算V(4)」⇒「1：なし」 「F：加算V(5)」⇒「1：なし」 「G：加算V(6)」⇒「1：なし」 「H：加算V(7)」⇒「1：なし」 「J：加算V(8)」⇒「1：なし」 「K：加算V(9)」⇒「1：なし」 「L：加算V(10)」⇒「1：なし」 「M：加算V(11)」⇒「1：なし」 「N：加算V(12)」⇒「1：なし」 「P：加算V(13)」⇒「1：なし」 「R：加算V(14)」⇒「1：なし」	「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	66	介護予防通所リハビリテーション						
	68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）						
	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）						
	71	夜間対応型訪問介護						
	72	認知症対応型通所介護						
	73	小規模多機能型居宅介護						
	74	介護予防認知症対応型通所介護						
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護						
	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
	77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）						
78	地域密着型通所介護							
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）							
総合事業1	A2	訪問型サービス（独自）	業務継続計画策定の有無	—	「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	

令和7年4月

※施設サービス、地域密着型特定施設入居者生活介護は省略しています。

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
総合事業2	A2	訪問型サービス (独自)	介護職員等処遇改善加算	「介護職員処遇改善加算」	廃止	「B：加算V(1)」⇒「1：なし」 「C：加算V(2)」⇒「1：なし」 「D：加算V(3)」⇒「1：なし」 「E：加算V(4)」⇒「1：なし」 「F：加算V(5)」⇒「1：なし」 「G：加算V(6)」⇒「1：なし」 「H：加算V(7)」⇒「1：なし」 「J：加算V(8)」⇒「1：なし」 「K：加算V(9)」⇒「1：なし」 「L：加算V(10)」⇒「1：なし」 「M：加算V(11)」⇒「1：なし」 「N：加算V(12)」⇒「1：なし」 「P：加算V(13)」⇒「1：なし」 「R：加算V(14)」⇒「1：なし」	「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	A6	通所型サービス (独自)						